

Press Release

沖縄労働局発表 平成29年10月25日

沖縄 労働局労働基準部 担

労働基準部長 松野 明広

賃 金 室 長 嘉手納 尚

電話:098-868-3421

平成 29 年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の官報公示について

- 4業種の特定最低賃金改正について -

沖縄地方最低賃金審議会(会長:宮國 英男)では、特定最低賃金の改正に係る審 議を行い、沖縄県で決定されている特定最低賃金6業種中、諮問があった4業種につ いて、9月25日までに順次、沖縄労働局長(待鳥 浩二)あて答申を行いました。

この答申を受け、沖縄労働局長は、4業種に係る特定最低賃金の改正決定、官報公 示手続きを行い、10月24日までに改正決定のあった4業種について官報公示がされま した。

今後、これらの特定最低賃金については、11月11日から11月23日までに順次効力が 発生します。

平成29年度沖縄県特定(産業別)最低賃金改正状況

適用業種	改正額(引上げ額)	官報公示日 (改正決定日)	発効日
糖類製造業	747円(+ 21円)	10月12日	11月11日
新聞業	808円(+ 13円)	10月16日	11月15日
自動車(新車)小売業	750円(+ 18円)	10月23日	11月22日
各種商品小売業	745円(+ 22円)	10月24日	11月23日

- 2 次の労働者は、特定(産業別)最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されま す。
- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- 3 次の手当等は、最低賃金に算入されません。
 - (1)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (2)臨時に支払われる賃金
 - (3)1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
 - (4)時間外、休日労働割増賃金等

【参考】

- 1 沖縄労働局では、平成29年度改正最低賃金額をより広くの県民に周知するために、 10月27日(金)に奥武山公園で開催される沖縄の産業祭り会場において、待鳥沖縄労 働局長がリーフレットの配布を行うほか、11月5日(日)に2017八重山の産業まつり、 11月26日(日)第40回宮古の産業まつり会場にて、周知のための街頭キャンペーンを 行うことを予定しています。
- 2 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」(電話 0120-420-780)を設けているほか、設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その一部を助成する「業務改善助成金」事業(沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098 868 4403)を行っています。